

どのように、

改革するのか？

ちなみに...

国の改革はこうです

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」

ガイドライン」及び「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

○部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるように地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳ

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場
営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善
- ・部活動指導員や外部指導者を確保

「まずは休日から」 「段階的な体制の整備」 「令和5～7年度を改革推進期間」

「人材バンク・兼職兼業」

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により
生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

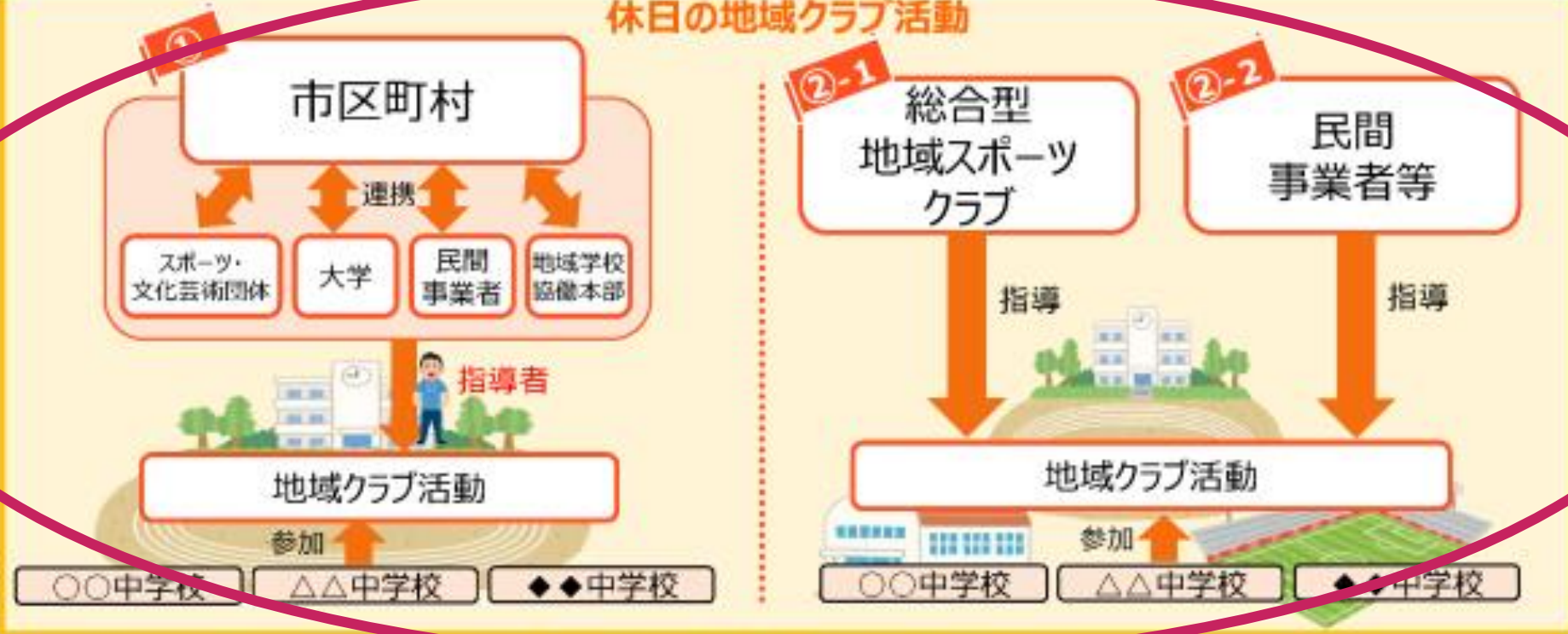
- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学
- ・関係者を集めた協議会などの体制の整
- ・指導者資格等による質の高い指導者の
- ・バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の選
- ・の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等
を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む
体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等
により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・
地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を
目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

「生徒の志向等に適したプログラム」

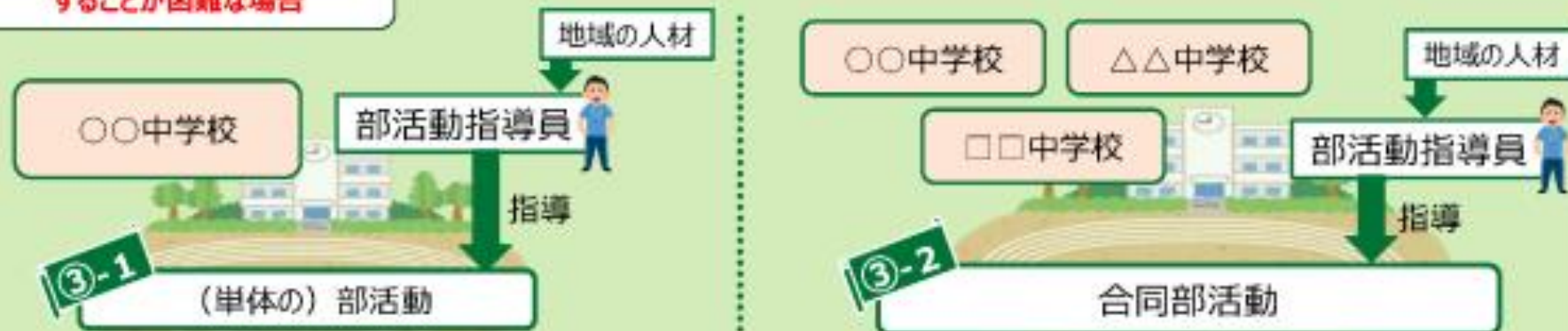
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい
生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

休日の地域クラブ活動

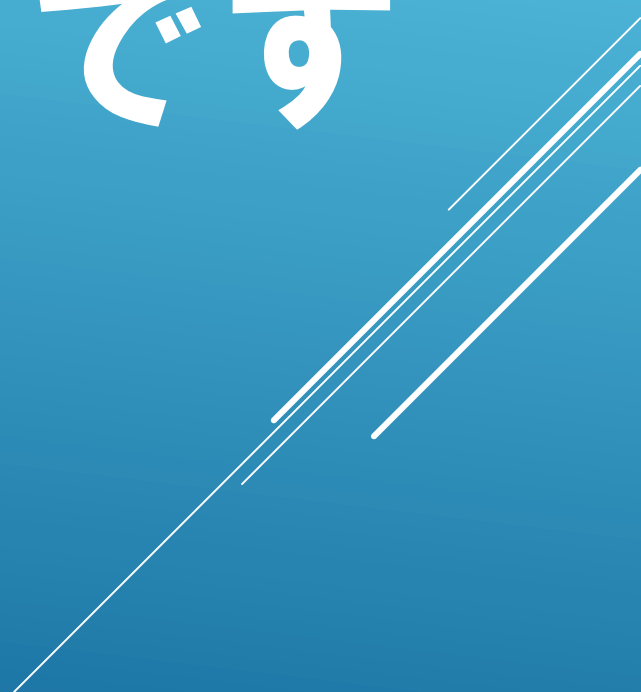


学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合



山形県の改革はこうです



目的 「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」の両立 ～中学校の休日の部活動を段階的に地域のクラブ活動に移行～

「自主的・自発的な活動」
「任意加入」
「地域クラブ等に所属する」

活動の持続可能な運営が困難
指導が求められたりするなど、教員にとって大きな業務負担

I 部活動の現状

1 部活動の現状

- 2 休日の部活動の考え方
 - 部活動は、平日のみとし休日は原則行わない（大会等へ学校単位での参加を除く）
- 3 休日のスポーツ・文化芸術活動に対する考え方
 - 休日の活動は、活動を希望する生徒の自主的な活動である
 - 休日の活動を希望する生徒は、地域のクラブ等に所属するなどして活動する



2 部活動数の精選

- 学校規模に合った部活動数

3 複数顧問の配置

- 部活動に2人以上の顧問を配置して交代で指導に当たる

4 合同部活動の推進

- 部員不足・指導者不足など
- ※学校は部活動の安全確保に努める

「部活動数の精選」
「複数顧問の配置」
「合同部活動」

II 部活動の改革

III 新たな地域クラブ活動の環境整備（受け皿となる運営主体等の決定）

- 1 新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備
 - (1)市町村における部活動改革検討組織の設置
 - 市町村の部活動改革に係る方向性・考え方の決定・中学校と共有
 - 移行する部活動と受け入れ先状況の共有化
 - 地域移行に係る諸課題への対応策の検討
 - (2)コーディネーターの配置
 - 市町村は、地域移行を円滑に進めるため、コーディネーターを

IV 新たな受け皿となる地域クラブ等活動について

- 1 新たな受け皿となる地域クラブ活動の在り方
 - 地域クラブ活動は、法律上は社会教育活動（学校管理下外）
- 2 地域クラブ活動の運営
 - 地域クラブ活動は、可能な限り低廉な会費を設定する
- 3 指導者の確保
 - 地域クラブ活動は、指導者や参加する生徒を対象に、保険に必ず加入する
- 4 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - 地域クラブ活動は、可能な限り低廉な会費を設定する
- 5 保険の加入
 - 地域クラブ活動は、指導者や参加する生徒を対象に、保険に必ず加入する

「社会教育活動」
「公認指導者資格の取得」
「低廉な会費・保険に必ず加入」

V 大会等の在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
 - 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等も参加できるよう、見直しを行う。
 - 2 部活動を踏まえた大会等への参加について
 - 校長や地域クラブは、生徒に対する教育上の意義や、生徒や指導者の負担が角とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 《参考》
令和5年度 第63回山形県中学校総合体育大会における参加資格要件緩和の方向性について

<https://www.cyutairen.jp/index.php?syori=clubtai>



令和5年度 部活動改革における県教育委員会の取り組み

令和5年5月8日
教育局スポーツ保健課

～各市町村が部活動改革を円滑に進めるための支援～

1 部活動改革ガイドラインの周知、取組みへの指導助言 ～部活動改革への取組み方の共有化～

- ・市町村担当課長会議（5月下旬）
- ・校長会、教育事務所管内諸会議等
- ・市町村教育委員会訪問（随時）
- ・優良事例の共有化

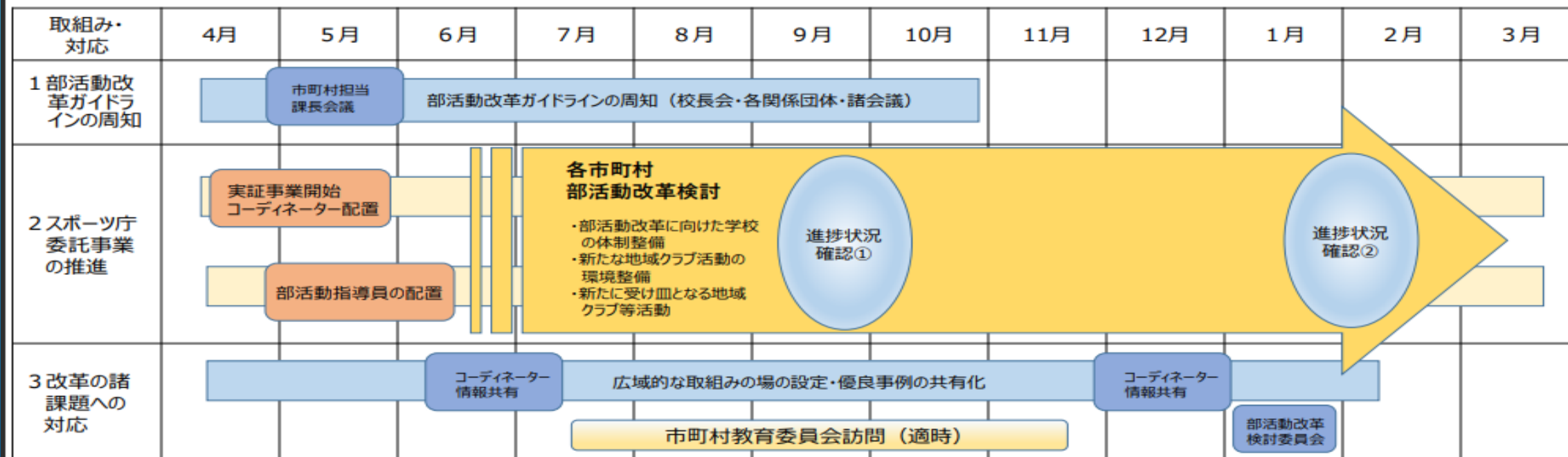
2 スポーツ庁・文化庁委託事業の推進

- ・市町村が部活動改革に係る検討委員会・説明会を開催経費に対する補助
- ・部活動の地域移行に向けた実証事業
- ・部活動指導員の配置
公立中学校94校113名・県立高校11校11名

3 改革の諸課題への対応

- ・コーディネーターの情報共有の場の設定（随時）
- ・市町村を越えた広域的な連携について協議する場の設定

市町村の進捗状況の確認(上期・下期)



そして

酒田市の部活動改革は…



地域移行の目的

「生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築」と
「教員の働き方改革の推進」の**両立**

- ① 目標や競技力に応じた**自由選択**
- ② 生徒と地域の**つながり**と**活性化**
- ③ 学校**教育活動**の**充実**

方 針

「部活動の地域移行を含めた 酒田市独自のスポーツ環境の整備」

- ◎ 可能なところから各中学校区を基本とし、休日の部活動を地域の諸団体との連携による運営に移行
- ◎ 将来的には、「生涯スポーツ」及び「競技スポーツ」の視点により、各中学校区の運営団体を整理・統合

運動部活動の地域移行に係る市民のスポーツ環境に関する将来像（案）

【本市の課題】今後の地域スポーツの振興に向けて

- 幼児・児童生徒の減少（若者の競技人口の減少）及び指導者の高齢化等、人材不足への対応
- 中学校の部活動地域移行への対応
（R13以降の次期学習指導要領では、「部活動」の位置づけが変更となる可能性あり）
- 生涯スポーツの視点、競技スポーツの視点による、市民のスポーツ環境の再編整備（幼少期から青年期、壮年期、高齢期までのスポーツ環境の構築による人流づくり）
- 市民スポーツに係る大学、企業スポーツ・プロスポーツ等との連携

【本市の対応】

- 部活動の地域移行を含めた酒田市独自のスポーツ環境の整備
- ◎可能などころから、各中学校区を基本とし、休日の部活動を地域の諸団体との連携による運営に移行
- ◎将来的には、生涯スポーツ及び競技スポーツの視点により、各中学校区の運営団体を整理・統合

各中学校区の拠点を
R8以降
整理・統合、等

生涯スポーツの視点

＜誰でも気軽にスポーツ等に親しむ＞

- 総合型地域スポーツクラブ等が拠点
（一部、各校クラブやスポーツ少年団による運営）

総合型地域
スポーツ
クラブ等



大学・企業、
プロスポーツ

競技スポーツの視点

＜専門的指導によるアスリート育成＞

- 各競技団体による活動拠点づくり及び支援
（一部、各校クラブやスポーツ少年団による運営）

R7 可能などころから、各中学校区を基本に
R4 休日の部活動を地域へ移行



選手・会員、指導者（教員）

スクール・コミュニティにおける「地域プロデューサー（ ）」【新規：R5～】

- 関係する団体と学校との連絡・調整、団体の運営・指導、の支援等



「連携」

「整理」「統合」

※ 種目によっては、令和4年度から複数の中学校区による連携について検討・試行（実施）する。

1 大切にしたいこと

平 等

楽しさ

自 由

2 目指すところ

子ども主体で考える

～ 「体育」から「スポーツ」へ ～

地域が一体となって子どもたちを育てる！

行政機関



学校



子どもたち



P T A



スポーツ・文化団体



クラブのメリットとデメリット

<メリット>

- (1) 指導者による活動の保障
- (2) 責任の所在
- (3) 選択肢の拡大
- (4) 種目人数の確保
- (5) 専門的な指導

<デメリット>

- (1) 保護者の経済・物理的負担の増加
- (2) 子どもの物理的負担
- (3) 子どもの心的負担